

平成 27 年 6 月 29 日

ST マーク使用許諾契約企業各位

一般社団法人 日本玩具協会

「ガラス繊維強化プラスチック」による怪我に関する注意喚起について

皆様には、日頃より、当協会の玩具安全事業の推進にご協力を頂いておりますことに御礼を申し上げます。

さて、国民生活センターから、「ガラス繊維強化プラスチック」（傘の骨やテントの支柱、園芸用ポール等に利用）による怪我に関して注意喚起がありました。

(平成 27 年 3 月 19 日付 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150319_2.html)

同センターは、2012～2014 年度に、傘とテントについて 3 件のテストを実施しましたが、いずれも、商品の一部に使用されていたガラス繊維強化プラスチックの表面からガラス繊維が飛び出し、それを触って、怪我をしたという事案とのことでした。

また、PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）には、2009 年 4 月以降の 5 年間余りに、ガラス繊維強化プラスチックを用いた商品に関する危害・危険情報が 32 件寄せられているとのことです。

同センターでは、消費者に対して「注意喚起」を行うとともに、事業者等に対しては、
・商品に使用されているガラス繊維強化プラスチックからガラス繊維が飛び出してこないような改善、もしくは別の部材に置き換える等の改善をすること
・ガラス繊維強化プラスチックが使う商品には、材質と注意表示を徹底することを要望しています。

なお、玩具にも当該材質が使用されているものがあることから、国民生活センターから当協会に情報提供があったものです。

上記を踏まえ、当協会の ST 基準判定会議において、玩具への当該材質の使用状況について調査をしましたところ、「ポールテント」の支柱や「カイト」（凧）の骨組みなどに当該材質が使用される可能性があることが確認されました。

つきましては、ST マーク使用許諾契約企業の皆様に本件情報を周知させていただきますので、宜しくお願い致します。

【問い合わせ先】

〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4

一般社団法人 日本玩具協会

事務局 山口 中田 小林

TEL 03-3829-2513 FAX 03-3829-2510